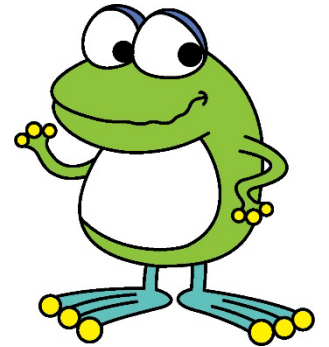


指定給水装置工事事業者講習会

横浜市水道局



横浜市水道局
キャラクター「はまピョン」



水道法令



横浜市水道局キャラクター
はまピョン



指定の有効期間

水道法第25条の3の2第1項 指定の更新

第16条の2第1項の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。



【解説】

令和元年10月1日に施行された改正水道法では、給水装置工事事業者の指定の有効期間を設けている。指定の効力は5年とされ、有効期間内に更新を受けない場合は、その効力を失う。

→指定書の有効期間をご確認ください。

指定事項の届出について

【指定事項に変更があった場合】

水道法25条の7の規定に基づき、登録内容に変更があった場合は、速やかに届け出る。（省令34条にて30日以内）

〔指定に関する届出の違反事例〕

- 事業所の名称、所在地等の変更の届出がない。
- 給水装置工事主任技術者の選任・解任の届出がない。
（特に解任の届出忘れに注意）
- 事業の休止・廃止・再開の届出がない。
（特に休止・廃止の届出忘れに注意）

指定給水装置事業者の遵守事項①

- 給水装置工事主任技術者の配置（事業所ごと）
（水道法第25条の3）
- 水道事業者への届出（主任技術者の選任、解任、指定事項の変更、事業を廃止、休止、再開）
（水道法第25条の4及び水道法第25条の7）
- 事業運営の基準に従い適正な給水装置工事の運営に努める
（水道法25条の8及び同法施行規則36条）

※上記法令等に違反した場合、水道事業者は指定給水装置工事事業者（以下、「指定事業者」という）の指定の取消をすることができる（水道法第25条の11）

指定事業者の遵守事項②

水道法施行規則第36条 事業運営の基準

- ① 給水装置工事主任技術者の指名（給水装置工事ごと）
- ② 適切に作業を行うことができる技能を有する者の配置
（配水管から分岐して給水管を設ける工事など）
- ③ 水道事業者の承認を受けた工法、工事条件への適合
- ④ 研修機会の確保
（給水装置工事主任技術者やその他の工事従事者）
- ⑤ 構造及び材質の基準への適合、機械器具の適正使用
- ⑥ 記録の保存（工事ごと、3年間）

給水装置工事主任技術者の職務等

水道法25条の4、同法施行規則23条

- ① 給水装置工事に関する**技術上の管理**
- ② 給水装置工事に従事する者の**技術上の指導監督**
- ③ **構造及び材質の基準**に適合していることの確認
- ④ 工事に関する**水道事業者との連絡調整**

(水道法施行規則第23条)

構造及び材質基準の基本的な考え方①

水道法16条 給水装置の構造及び材質

給水装置の構造・材質が基準に適合していないときは、給水契約を拒み、又は基準に適合させるまでの間、給水を停止することができる。

- 給水契約の拒否や給水停止の発動判断基準
- 給水装置が有すべき必要最小限の要件の基準化

構造及び材質基準の基本的な考え方②

- 水道法施行令**第6条** 給水装置の構造及び材質の基準
 - ① 配水管への取付口的位置は、他の給水装置の取付口から**30 cm以上離れていること。**
 - ② 配水管への取付口における給水管の口径は、**水の使用量に比し、著しく過大でないこと。**
 - ③ 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのある**ポンプに直接連結されていないこと。**
 - ④ 水圧、土圧等に対して十分な耐力を有し、**水が汚染され、又は漏れるおそれがないこと。**
 - ⑤ **凍結、破壊、侵食等を防止**するための措置が講ぜられていること。

構造及び材質基準の基本的な考え方③

- 水道法施行令**第6条** 給水装置の構造及び材質の基準
 - ⑥ **当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。**
 - ⑦ 水槽、プール、流しなど、受ける器具、施設等に給水する給水装置は**水の逆流を防止するための措置が講ぜられていること。**
- 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な**技術的細目は、厚生労働省令で定める。**

⇒ 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令

性能基準適合の確認方法

○ 自己認証

製造者等が自らの責任で基準適合性を消費者に証明

○ 第三者認証

製造者等の希望に応じて第三者認証機関が基準に適合することを証明・認証



シールの場合



押印等
の場合

公益社団法人
日本水道協会



一般財団法人
日本ガス機器検査協会



一般財団法人
日本燃焼機器検査協会



一般財団法人
電気安全環境研究所

【参考】
(公社) 日本水道協会
特別基準適合品表示マーク



シールの場合



押印等
の場合

基準省令の基準に加え、
他の性能を付記した基準
に適合していることを示
すマーク

○ 給水装置の構造及び材質の基準を満足する製品規格の製品など

日本産業規格（JIS）、日本水道協会規格（JWWA）等

水道事業者における取組み



横浜市水道局キャラクター
はまピョン



- お客さまのニーズに応じた指定事業者等に関する情報提供
 - ・ 緊急的な修繕依頼にも対応可能な指定事業者に関する情報提供
 - ・ 給水装置工事を依頼する際の留意点
(複数事業者からの見積、契約内容の確認など)
- 悪徳商法に関する情報提供
 - ・ 「水道局の方から来た」と訪問し、器材等を購入させられた
- 維持管理に関する情報提供
 - ・ 修繕範囲を横浜市HPにて掲載

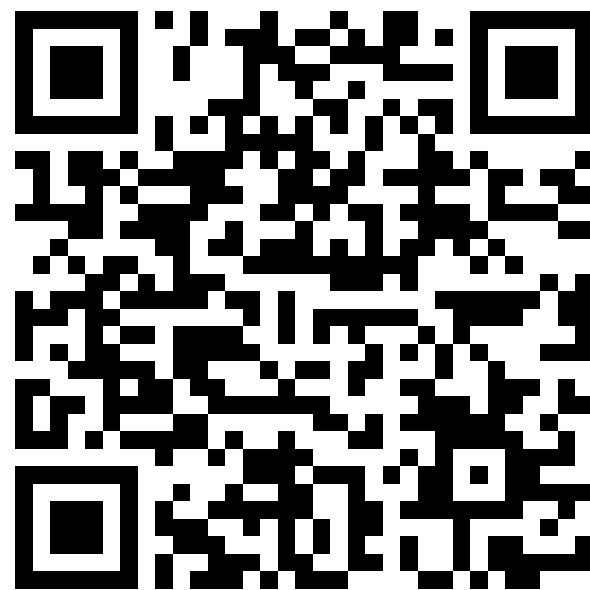
管路情報閲覧システムのWEB利用サービス

詳細はQRコードよりアクセス！

QRコードが読み取れない方はこちら

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/suido/mizumore/kanro.html>

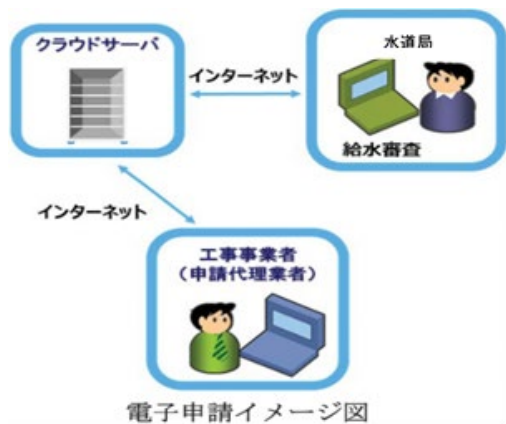
問合せ先☞横浜市水道局配水課管路情報係（TEL：045-331-6520）



電子申請による給水装置工事申込み手続き

給水装置工事の申込みは**電子申請**のみ受け付けています。
現在、窓口申請は行っていません。

給水装置工事の申込み手続き及び完了届提出等の事務手続きについては、令和7年1月から電子申請による受付のみとしており、窓口での申請受付は廃止しています。



↑ 詳細はこちら ↓

【来庁回数減の参考例】

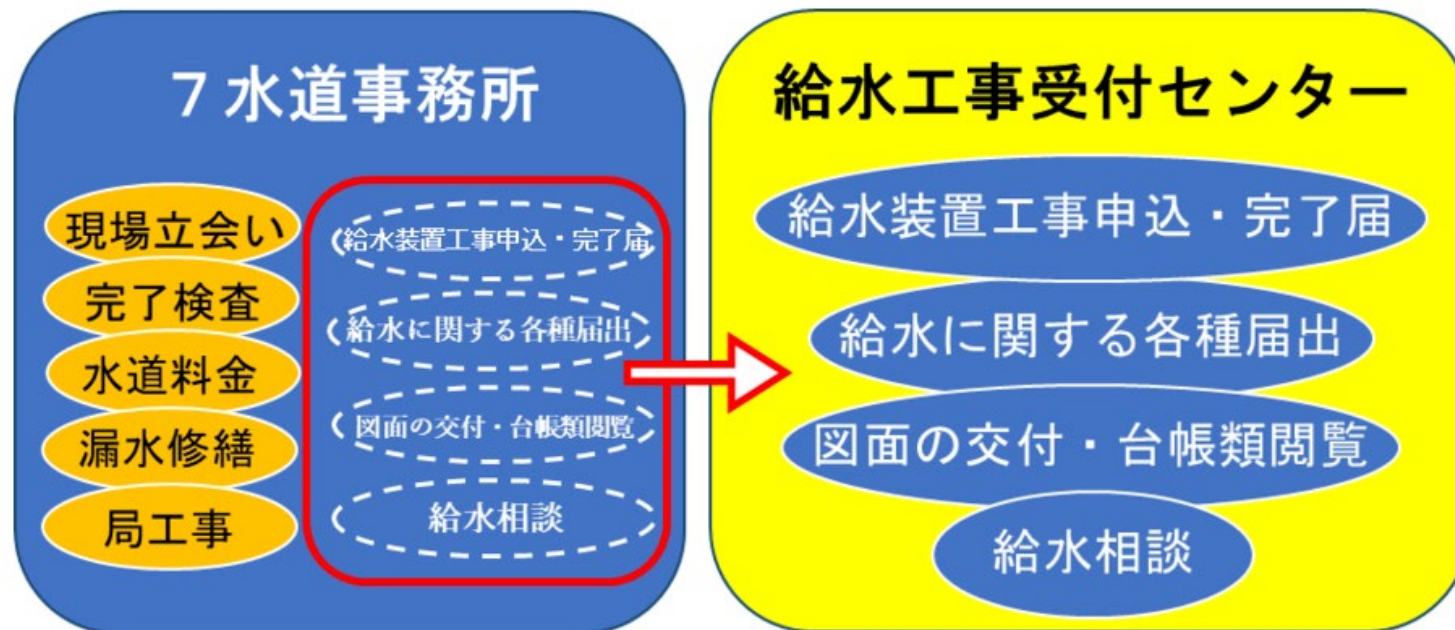
窓口申請	電子申請
①埋設管の調査時及び設計相談等 ②給水装置工事申込書提出 ③加入金・手数料納付書受理 ④加入金・手数料納付書提示や分岐穿孔日程調整等 ⑤給水装置工事完了届提出	①埋設管の調査時及び設計相談等 1件の工事につき5回程度、水道局窓口への来庁が必要でしたが、最短で1回の来庁で手続きが可能となります。

■ 電子申請によるメリット

- 1工事について5回程度の来庁が必要でしたが、**来庁回数の削減**による負担軽減
- 給水装置工事の**受付時間の延長**（土曜日でも受付可能）による利便性の向上
- 給水装置工事の事務手続きを依頼される**設計事務所等からの申請**も可能
- 電子申請登録事業者は、給水相談等のWEB予約が可能
- 来庁回数減により、水道局への移動にかかる**人件費や車両経費の削減**

給水工事受付センターの開設(令和4年10月3日)

給水装置工事の「給水審査部門」及び「埋設管調査部門」を、給水工事受付センターに集約します。
センターでは、本市が管理する水道管（配水管等）や給水装置に関する埋設管情報の管理、情報提供・図面交付、設計相談、工事申込・工事完了届等の受付・審査を行います。
このため、指定給水装置工事業者様、不動産関係事業者様及び他企業工事事業者様の皆さまは給水工事受付センターにご来庁いただくことになります。
なお、給水装置工事の完了検査については、各行政区を所管する現行の水道事務所で行います。



給水工事受付センターの開設(令和4年10月3日)

所在地

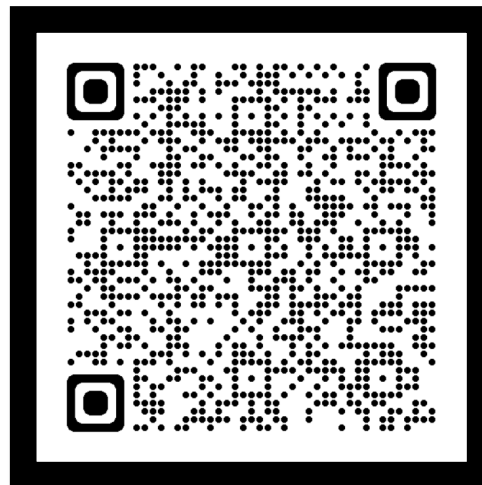
横浜市保土ヶ谷区川辺町5番地1
(相模鉄道星川駅から徒歩5分)

窓口受付時間 業務内容

- 平日の午前8時45分から午後5時まで
- (1) 給水装置工事の申込書・完了届の受付、審査
 - (2) 水道工事関係事業者や不動産関係事業者等の水道管の埋設状況調査や図面交付対応
 - (3) 給水装置に関する相談対応



詳細はQRコードより



横浜市水道局給水サービス部
給水工事受付センター3階
【給水審査窓口】
◆ 045-489-3056
【埋設管調査窓口】
◆ 045-489-3059



横浜市水道局給水サービス部
給水工事受付センター2階
【給水審査窓口】
◆ 045-489-3024
【埋設管調査窓口】
◆ 045-489-3049

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/suido/kyuusui-souchi/oshirase/default202208171125.html>

メーター下流側漏水修繕事業者リスト掲載について

水道局では、お客さまが、水道メーターから蛇口までの漏水修繕対応可能な横浜市指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）を探す際に、容易に検索が可能となるようメーター下流側の修繕対応が可能な指定工事事業者リストを作成し、掲載しています。

申込み手続きは、横浜市電子申請・届出システムからお申込みください（詳細はQRコード）。

主な掲載要件

次に掲げる事項の業務全てについて行なうこと等が必要となります。

1. 修繕相談
2. 修繕工事費の見積り
3. 漏水調査
4. 漏水修繕
5. 工事施工前及び施工後におけるお客さまに対する説明

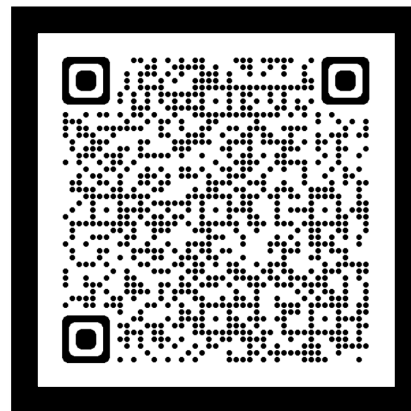
申込手続き

電子申請

以下の横浜市電子申請・届出システムからお申込みください。

手続き時間 約5分（利用者登録不要）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/suido/kyuusui-souchi/tetsuzuki/keisaijigyosya-bosyu.html>



ダイレクトメールのQRコード化

通知文の郵送に代わる、お知らせハガキの郵送を開始しました。
ハガキに記載のQRコードまたはURLにて内容の確認をお願いいたします。

横浜市水道局から 指定の更新についてのご案内

横浜市指定給水装置工事事業者の皆様へ
指定給水装置工事事業者の更新制度に関する
ご案内があります。
下記QRコードからアクセスするか、WEBで
【横浜市水道局 指定の更新】と検索して内容をご確認ください。



横浜市水道局から 重要なご案内

横浜市指定給水装置工事事業者の皆様へ
給水装置工事等に関するご案内があります。
下記QRコードからアクセスするか
WEBで【横浜市水道局 給水装置工事】と検索し、
【重要なご案内】をご確認ください。





横浜市内で施工する給水装置工事



横浜市水道局キャラクター
はまピョン

指定管種について

[配水管からの分岐から水道メーターまで]

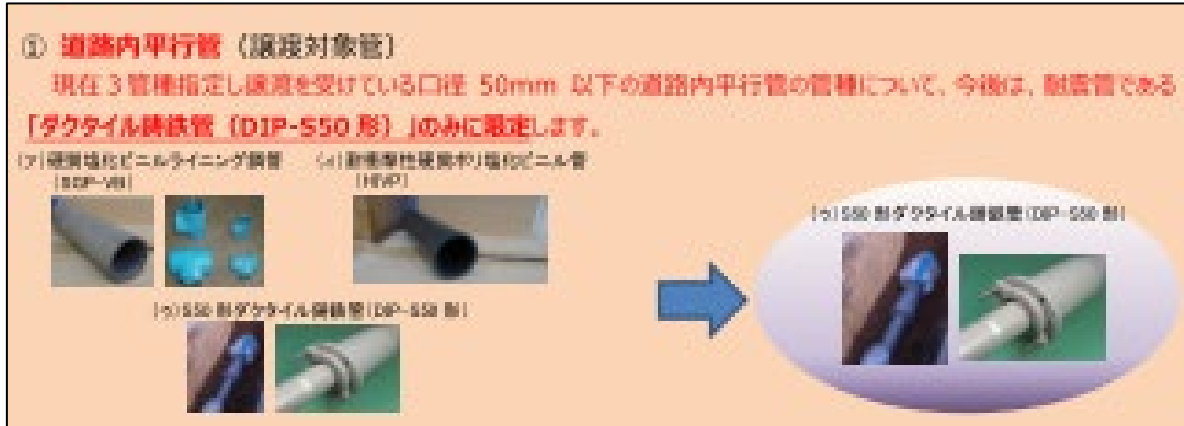
横浜市水道局では、配水管の分岐から水道メーターまでの給水装置工事で使用する給水管及び給水用具について、災害等による損傷防止や、迅速な復旧を目的に、その管種や接合方法等を指定しています。

令和2年4月1日から、より確実な飲料水供給を目的に、更なる耐震性の向上を図り、道路内に平行に布設される「口径50mm」の管（道路内平行管）を、ダクタイル鋳鉄管（DIP-S50形）のみに限定し、譲渡の対象としています。

また、「口径50mm以下」の引込管においても、耐震性に優れ、かつ迅速な復旧が可能と考える、ステンレス鋼管（波状ステンレス鋼管含む）及び耐震管でもあるダクタイル鋳鉄管（DIP-S50形）の2管種に限定しています。

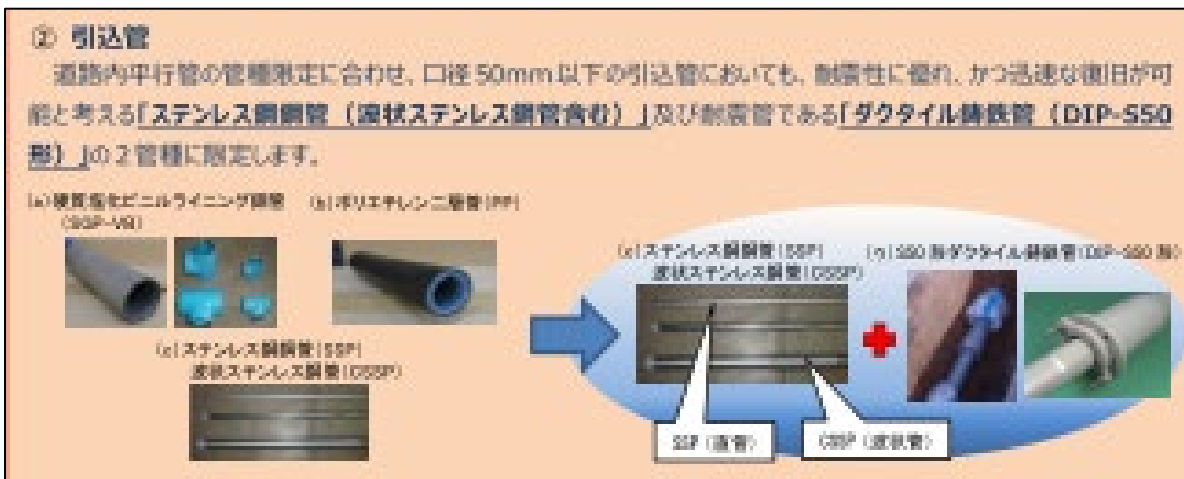
指定管種について

(1) 道路内平行管



- S50形ダクタイル鋳鉄管
⇒ 3管種から1管種に限定

(2) 引込管



- S50形ダクタイル鋳鉄管
- ステンレス鋼鋼管
（波状ステンレス鋼管を含む）
⇒ 3管種から2管種に限定

指定管種について

(3) 宅地内メーターまでの材料

(ア) 呼び径 13～25 の配管例



(イ) 呼び径 40 の配管例

(呼び径 40 は鳥居型配管)



- ステンレス鋼鋼管
(波状ステンレス鋼管を含む)

⇒ 3管種から2管種に限定

メーター呼び径13～25mmの
ステンレス製メーター用自在継手
を新たに採用

掘削後の路面復旧について

○ 給水装置工事での路面復旧について

給水装置工事で、掘削を伴って工事を行った場合の仮復旧及び自己復旧（砂利道復旧を含む）については、施行した工事事業者の責任において、埋め戻し後ただちに施工すること。

○ 申請時の提出書類について

平成26年4月より「申請者復旧（自己復旧）」に変更され、施工後の復旧については、以下の申請書等を提出し、給水装置工事の施工後、すみやかに本復旧を施工するよう指導している。

- ・ 給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事施行者確認書
- ・ 給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事履行誓約書
- ・ 給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事しゅん工届（完了後）

掘削後の路面復旧について

○ 道路掘削跡路面復旧工事しゅん工届について

給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事しゅん工届

年 月 日

横浜市水道事業管理者

届出者（指定給水装置工事事業者）
住所
事業者名
代表者
主任技術者
電話（ ）

年 区 号給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事の次のとおりしゅん工しましたので、工事記録写真を添えて届けます。

給水装置工事 申 込 者			
許可年月日 許可 番号	年 月 日	横浜市 土 地 番号	号
申請年月日 申請 番号	年 月 日	水 道 号	
工事の目的	給水管新設 給水装置工事申込者による工事		
工事の場所	路線名	区道	
	番 号	横浜市 区 町 丁目	番地先
工事施工者	横浜市 地区		
工事監督者			
着手年月日			
しゅん工 年 月 日			
施 工 内 容	舗装種別		
	表層厚		
	新設厚		
備 考			

※ 道路掘削跡路面復旧工事を他企業工事で施工する場合は、本復旧工事記録写真を省略し、本復旧が完了していることが確認できる写真を添付することも可とします。

・ しゅん工届

⇒本復旧完了後、復旧現場の写真とともに提出する。

他企業等での復旧で、作業中の写真提出が困難な場合は、復旧の完成写真の提出をお願いします。

掘削後の路面復旧について

○ 道路掘削跡路面復旧工事しゅん工届に添付する写真について 提出する写真の内容

引込管（開削）工事	大規模工事
ア 工事着工前の写真 （全景が確認できる） イ 開削後の深さがわかる写真 （街渠及び境界ブロック部分等を施工する場合は、街渠等を外していることが確認できる写真） ウ 埋設管の設置・撤去状況がわかる写真 エ 転圧している写真 （路床埋戻し及び路盤工を確認できる） オ 工事完成後の写真 （全景、本復旧範囲、仮復旧時及び本復旧時の復旧跡が確認できる）	ア 工事着工前の写真 （全景が確認できる） イ 各工事の施工段階の写真 ウ 工事完成後目視できない箇所の施工状況がわかる写真 エ 出来形寸法がわかる写真 オ 工事完成後の写真 （全景、本復旧範囲、仮復旧時及び本復旧時の復旧跡が確認できる）

※引込管（開削）工事の施工段階の写真は、管理者等から提出の指示をした場合は提出していただきますので 各事業者で撮影し、給水装置工事の記録として保存してください。

掘削後の路面復旧について

○ 道路管理者からの指摘について

給水装置工事の施工後、すみやかに本復旧を施工するようお願いしておりますが、長期間未復旧の案件があり、道路管理者から指摘を受けています。

○ 本復旧の未施工確認のお願い

未施工等がないよう、施工者確認書や履行誓約書を提出していただいておりますが、仮復旧のままの施工箇所や復旧はされているがしゅん工届が未提出となっていることもありますので確認願います。

給水装置工事主任技術者の立会いについて

(1) 水道局が行う給水装置工事完了検査

提出された完了届と実際の施工内容が相違ないか、検査・確認を行います。

(2) 水道局が行う給水装置工事完了検査への立会い

給水装置工事の完了検査を受けるときは、主任技術者は検査に立ち会わなければなりません。また、管理者が必要と認めた場合、身分を明らかにしなければなりません。

《注意事項》

完了検査立会いは、横浜市水道条例施行規程第13条の2にて、主任技術者が行うよう規定されていますが、主任技術者以外の方が立会いに来るケースが多く見受けられますので、十分注意していただき**必ず主任技術者が行ってください。**

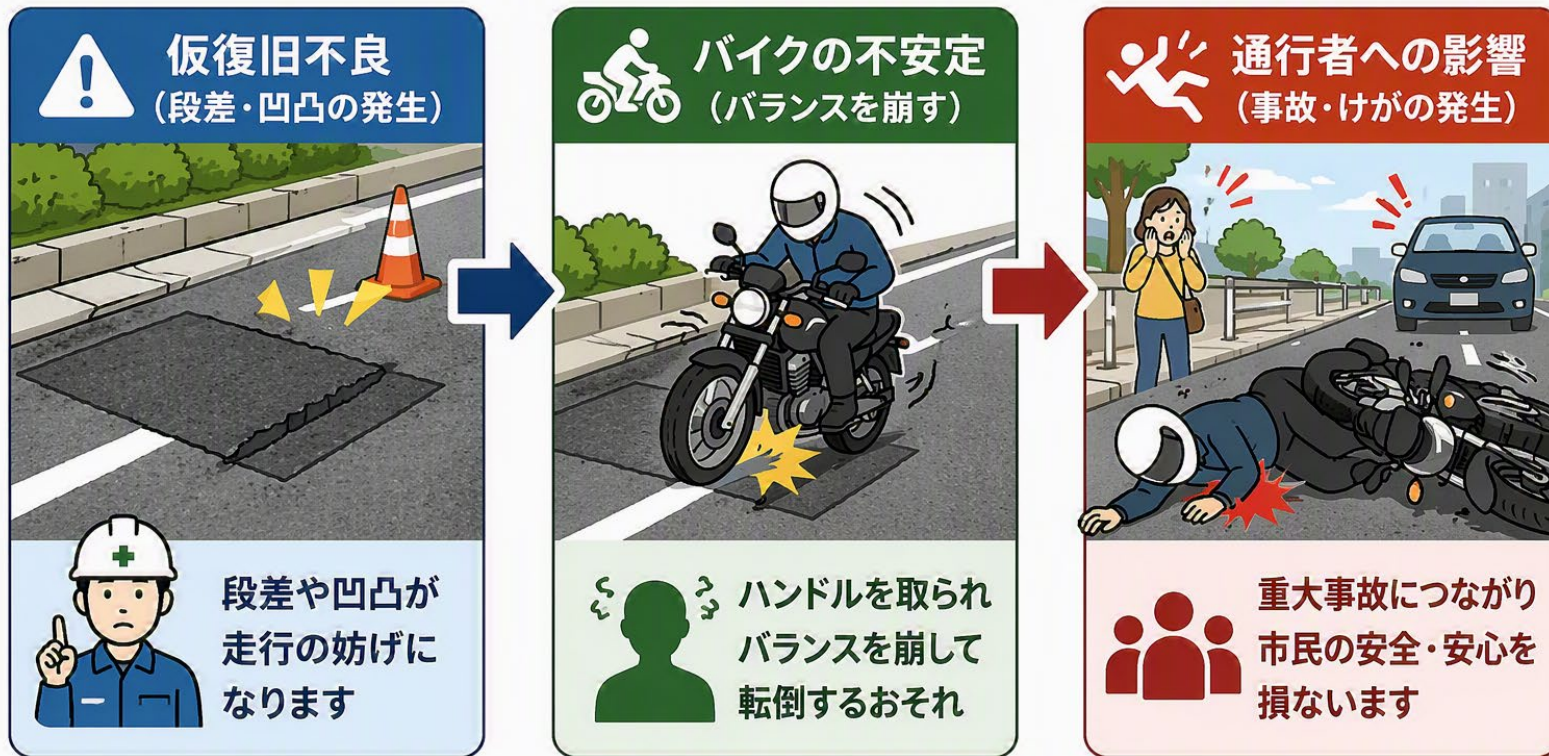
違反・トラブル防止について



横浜市水道局キャラクター
はまピョン

給水装置工事における事故事例

仮復旧不良によるバイク転倒事故



適切な仮復旧で、転倒事故を未然に防ぎましょう！



仮復旧の不具合は「道路面の小さな異常」に見えても、重大事故につながる可能性があります。



給水装置工事における事故事例

[対策例]

(1) 仮復旧施工に対する認識の再確認

仮復旧は一時的な措置ではあるものの、本復旧までの期間中、道路利用者および市民の**安全を確保する重要な工程**であることを改めて認識する。

(2) 埋め戻し・転圧作業の徹底

埋戻しにあたっては、適切な材料および方法による**確実な転圧**を行う。
特に交通荷重の影響を受けやすい箇所については、**沈下防止対策**を十分に講じる。



給水装置工事における事故事例

[対策例]

(3) 仮復旧後の点検及び管理

仮復旧完了後から本復旧実施までの期間は、点検の実施により、段差・ひび割れ等の有無を必ず確認する。

(4) 異常発見時の迅速な対応

仮復旧箇所に異常を認めた場合は、速やかに応急措置を行い、水道局および道路管理者等へ報告する。



給水装置工事における事故事例

「少しの沈下だから大丈夫」が重大事故につながります。

仮復旧不良による段差や陥没は、自転車・歩行者の転倒事故や車両事故の原因となります。

一度事故が発生すれば、被害者への対応だけでなく、指定給水装置工事事業者としての信用を大きく損なうことになります。

仮復旧の適切な施工および

仮復旧後の巡回確認を徹底し、事故を未然に防ぎましょう。



給水装置工事における違反行為

[対象となる違反行為]

- (1) 水道法第25条の1 1（指定の取消）に該当する違反行為
- (2) 横浜市水道条例およびその他法令等に関する違反行為

※工事事業者の届出義務違反も、違反行為の対象となります。



指定事業者の違反事例

〔工事に関する届出の違反事例〕

無届工事

- 水道局への事前審査を受けずに工事をした。
- 水道局への設計変更の届出を行わず、当初の申込みとは異なった工事をした。
- 道路占用許可を受けずに道路の掘削や穿孔等の工事をした。
- 警察の道路使用許可を得ずに工事をした。



[不正・不誠実な行為の事例]

- 入居に間に合わすため、水道事業者の完了検査前に通水し、水道水を使用した。
- 水道事業者の水道メーターを無断で他の場所に流用した。
- 所有者に無断で給水装置工事申込書を作成し、虚偽の申請をした。
- ガス管と配水管を取り違えて穿孔した。

[給水装置の構造及び材質の基準違反事例]

- 工場で地下水設備配管と給水装置とを接続させた。
- 給水装置の構造及び材質の基準に適合しない材料を給水装置に使用した。



【注意】 市民からの指摘が寄せられています

〔接遇、モラルに関する指摘事例〕

- 電話連絡の際、対応が横柄であった。
- 態度が悪い。（上から目線、物言い、ポケットに手を入れたまま）
- 修繕を依頼したが、作業中に文句と愚痴を言われ不愉快だった。
- 無断で私有地に駐車した。
- 訪問予定日に連絡もなく来なかった。
（事前連絡もなく訪問予定日より早く来た。）



[見積り、工事費等に関する指摘事例]

- 電話では現場を見ないと修繕費用はわからないと言われ、現場でも事前に見積りがなく、工事後に高額を請求された。
- 修繕前には見積りはできないと言われ見積りをもらえなかった。修繕当日に振込票を持参し、翌日までに支払うよう言われた。
- 修繕の見積額が高額だったため断ったら、無料と聞いていた出張費、調査費を請求された。
- 見積りもなく、シャワー交換だけで高額請求された。



〔施工、漏水調査等に関する指摘事例〕

- 修繕が不十分で修繕箇所から漏水が再発した。
- 漏水箇所を長時間調査したが発見できなかった。調査費用は支払ったが、その後の対応についての説明がなかった。
- 給水管引込工事の際、迂回路もなく交通制限をしたため、通行に支障をきたした。
- 道路上の止水栓に開閉器を挿したまま放置していた。
- 道路拡幅のための工事で止水栓を移設する工事が必要になった。給水装置工事図面のセットバック等の数値がずさんだったため再施工することとなり追加請求された。

指定事業者における取組み

工事代金、施工等に関するトラブル防止に努めてください

- 費用明細がわかる見積書の作成
（特に専門的な部分の費用については、
十分説明してください）
- わかりやすい工事内容説明
（お客さまが工事内容等を十分理解し、
納得した上で施工してください）



接遇・モラルに関する社員教育の徹底をお願いします。

- お客さま目線の思考で自己診断
- 社員教育の中であいさつや会釈など接遇の基本動作確認

[対策例]

- 見積りのための費用、出張費用等が必要なときは、費用を請求する場合とその金額について、必ず事前に説明し、了承を得る。
- 掘削の状況により見積額が変わる場合は、想定できることを出来るだけ詳細に説明し、見積書に記載する。
- 見積内容について、十分に説明を行い、お客さまの納得を得たうえで工事着手する。
- 施工中に予期していないことが判明し、追加費用が必要となった場合は、その時点でお客さまに説明し協議する。



[対策例]

- 技術・技能、給水器具の取扱い、安全衛生などについて、**社員教育・研修を実施**する。
- 漏水調査に当たっては、調査方法、調査費用、発見できなかった場合のその後の対応等について、事前にお客さまと十分に協議をしておく。
- 漏水調査機材の整備、事前の詳細な
図面調査・現地調査、経験者の指導
による漏水調査・工事を実施する。
- 付近住民等に迷惑をかけないような
工法や施工時間などを検討する。
やむを得ず影響を及ぼすおそれがある
場合は、事前連絡、広報を徹底する。



[対策例]

- 給水装置工事を適正に施工するために、主任技術者等の職務について再度確認をする。
- 主任技術者は、調査段階から検査段階に至るそれぞれの段階に応じて、技術の要としての役割を果たさなければならない。
- 設計や施工に不良があった場合、水道事業者の配水管への汚水の逆流の発生などにより公衆衛生上大きな被害生じさせるおそれもある。
- 主任技術者は、給水装置工事の竣工後に工事や図面を十分確認したうえで完了届を提出し完了検査に立ち会う。
- 現況のセットバック距離等を図面に記入する場合は、関係各所に関連する情報を収集、確認のうえ、正確な数値を記入する。



[対策例]

○給水装置工事申込・施行承認申請書、完了届の入力項目の誤った記入表記に注意する。

- 給水装置工事の工事場所の住所や申込者の氏名
- 設計図面や完成図面への記入（管種記号、給水栓類、弁栓類の表示記号）
- 申込みに係る許可関係書類への記入



指定事業者における法令遵守

○ 法令の遵守

法令関係の遵守は、信頼性の基本

法令等に違反した場合、水道事業者は指定工事事業者の指定の取消をすることができる（水道法第25条の11）

厚生労働大臣は、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者がこの法律に違反したときは、その給水装置工事主任技術者免状の返納を命ずることができる（水道法第25条の5第3項）



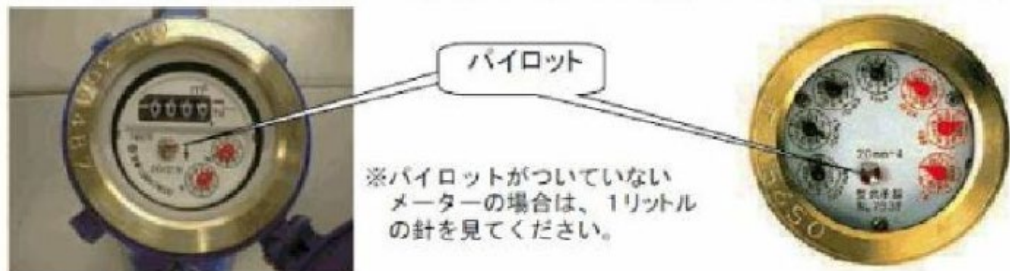
通水確認等の徹底

○複数のメーターを設置した住宅

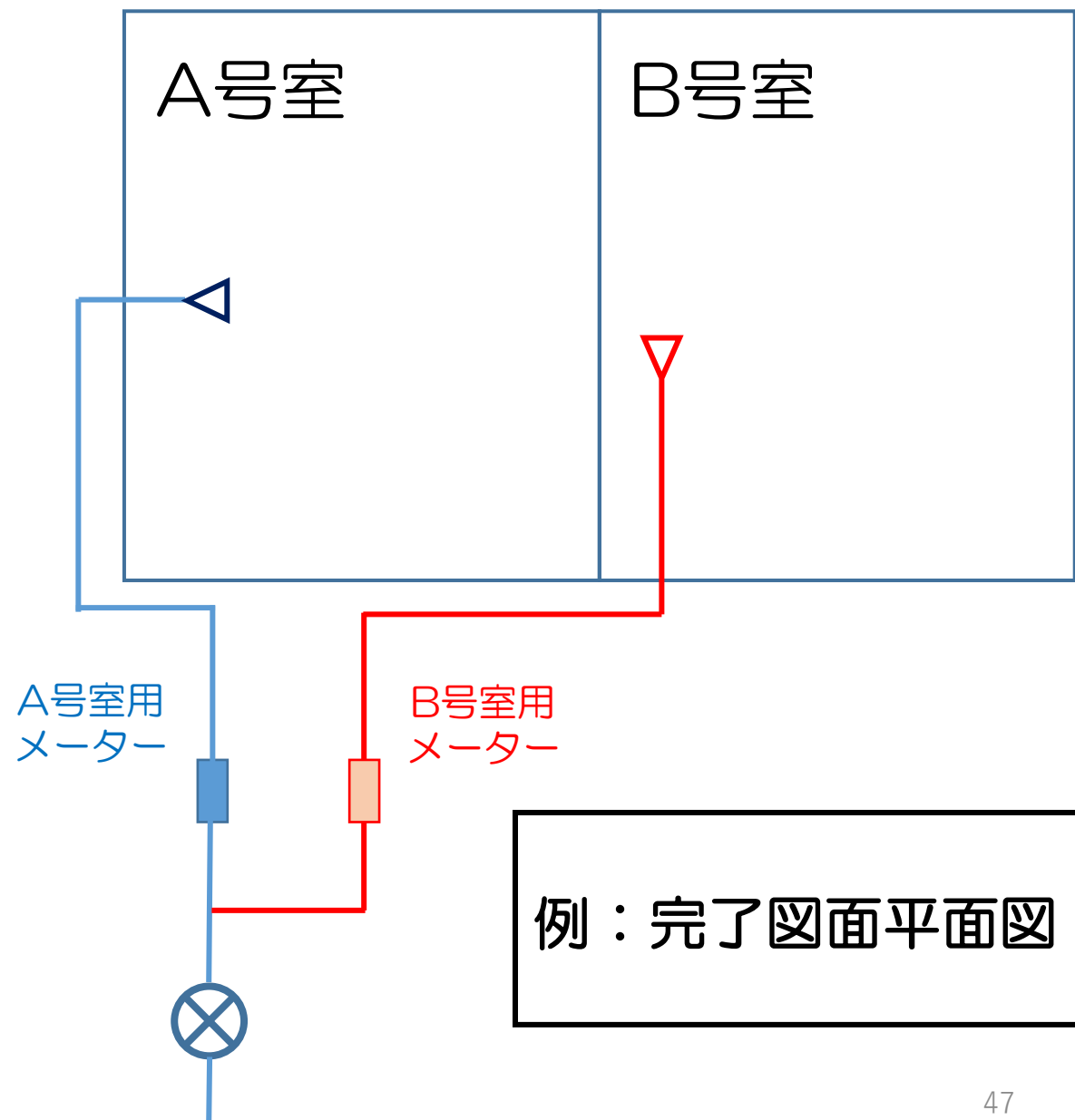
- 誤配管、誤接続がないよう施工時に十分注意する。
- 完了検査時に、各部屋のメーターを設置した後、通水確認を行いメーターパイロットの動作確認を行います。
- 配管状況チェックシートを活用しチェックを行う。

通水確認時の注意点①

- 各部屋に個別にメーターを設置している住宅の場合、完了検査時に蛇口での通水確認の際、メーターパイロットの動作確認を実施する。

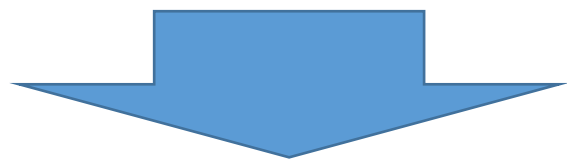


- 通水確認後、チェックシート等で相互確認を実施し、適正な検査が実施された旨の報告する。



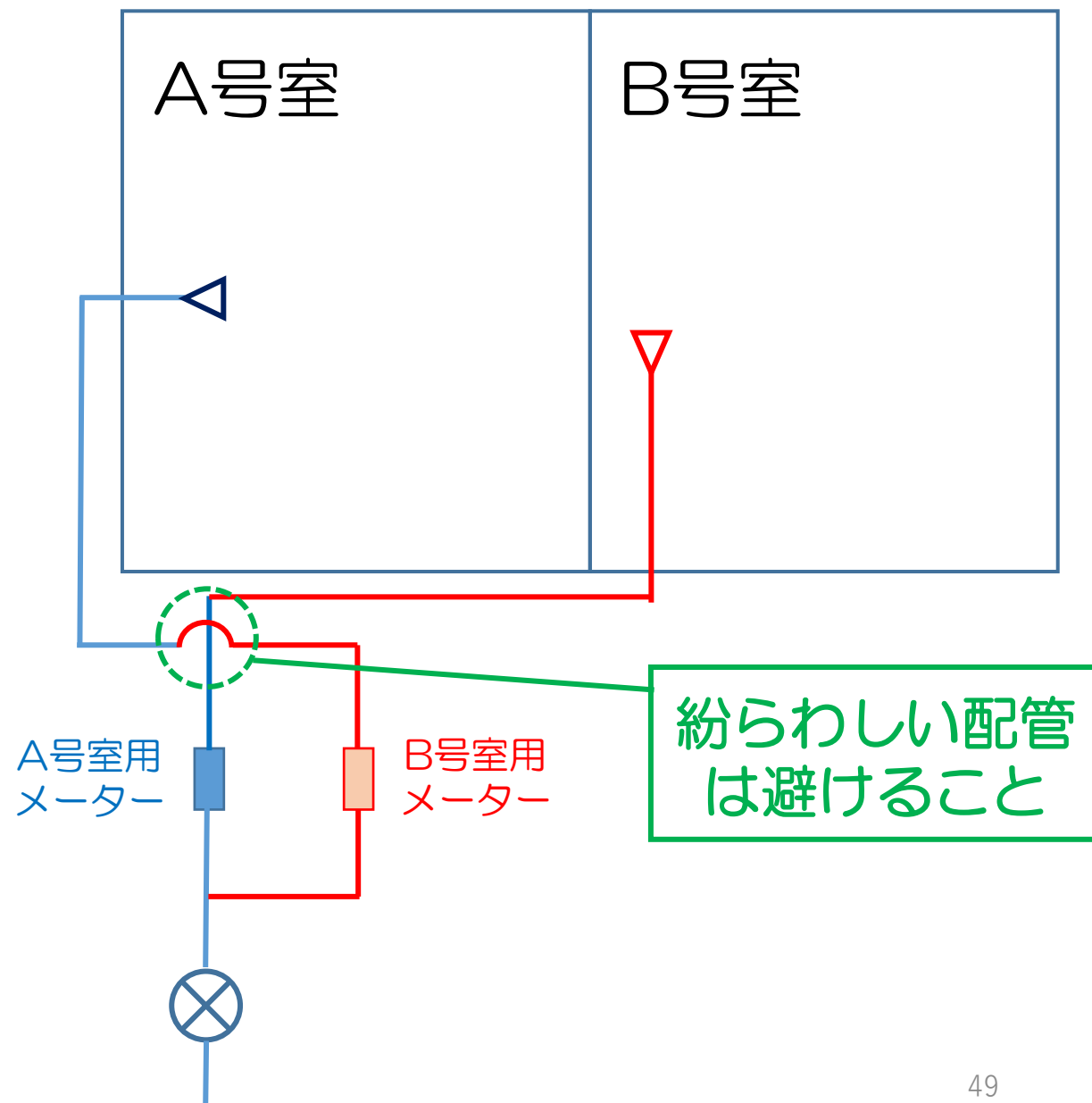
誤配管による事例

A号室のメーター二次側の配管がB号室の配管に接続され、B号室のメーター二次側がA号室の配管と接続されていた。



完了検査時の通水検査で発覚したことから、完了検査は「中止」とし、再施工を指導。

【対応】水道メーター設置後、蛇口での通水確認を実施し、当該居室のメーターパイロットの動作を確認する。



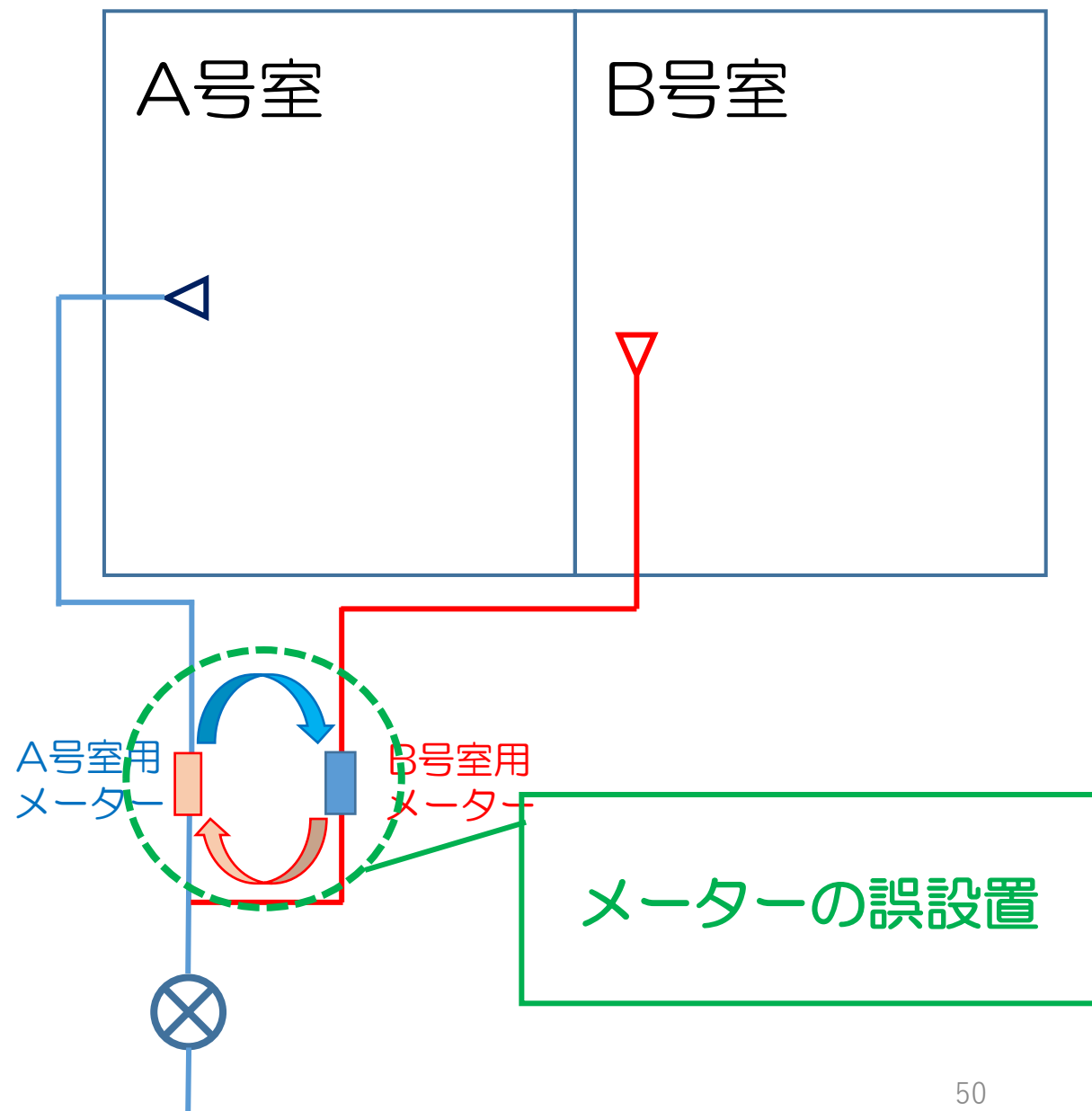
メーターの誤設置による事例

完了検査後、外構工事等により、無断で水道メーターを取り外し、再度設置する際に、A号室のメーターをB号室側に誤って設置し、B号室のメーターをA号室側に誤って設置した。



使用開始後に発覚した場合、水道料金の誤請求になる可能性があるため、開栓時に現場確認している。

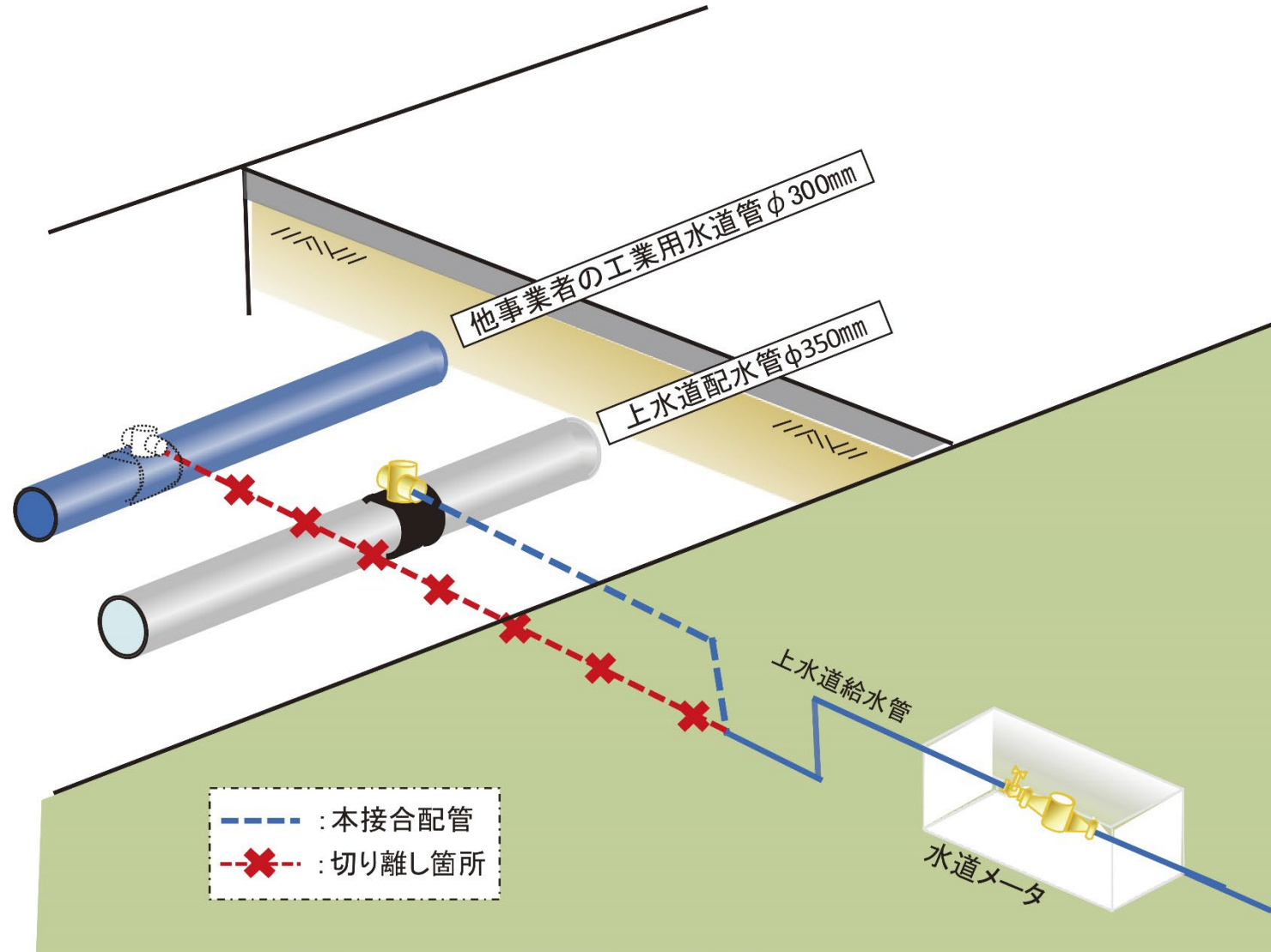
【対応】水道メーターは、水道局が料金徴収させていただくために設置していることから、メーター設置後に支障となる場合は、水道局の指導を仰ぐ。





誤接合事故の事例

事故例1：他の水管との誤接合

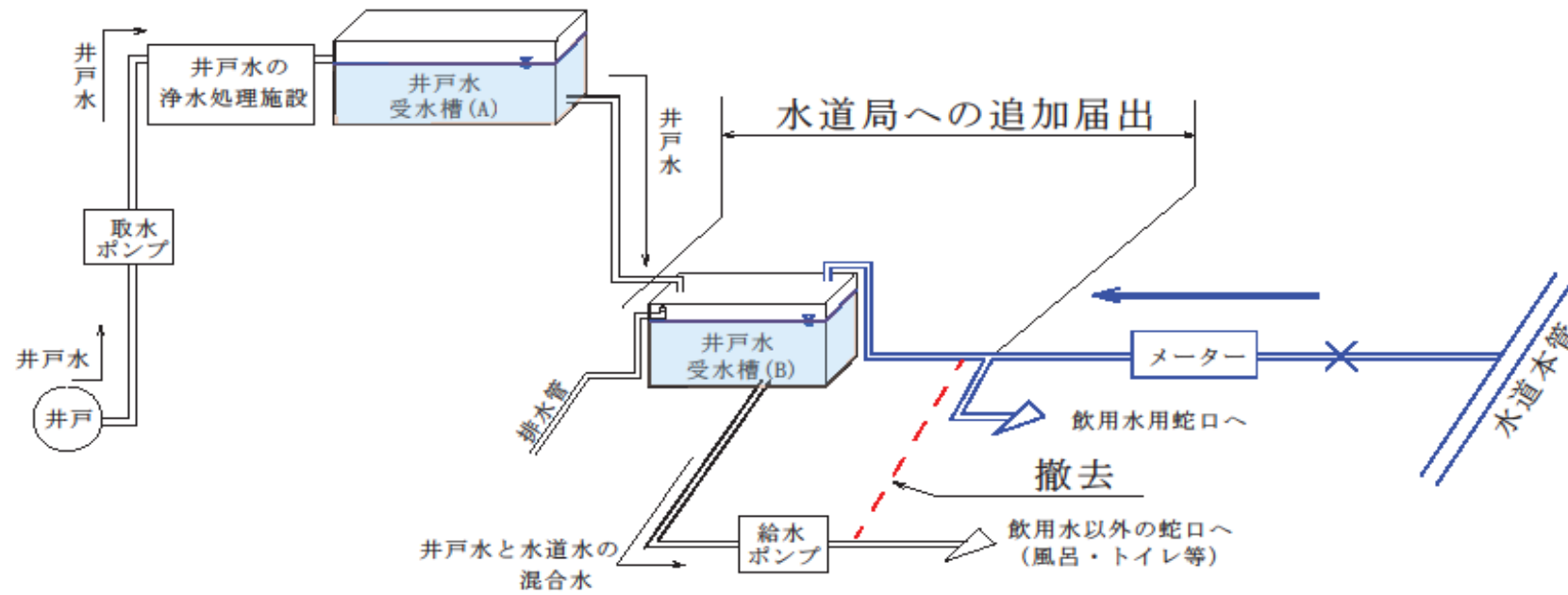


52

誤接合事故の事例 <改善後>

事故例 2：横浜市での事故（誤接続）

改善後の配管図



誤接合に係る事故防止

水道法施行令第6条第1項第6号

当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと

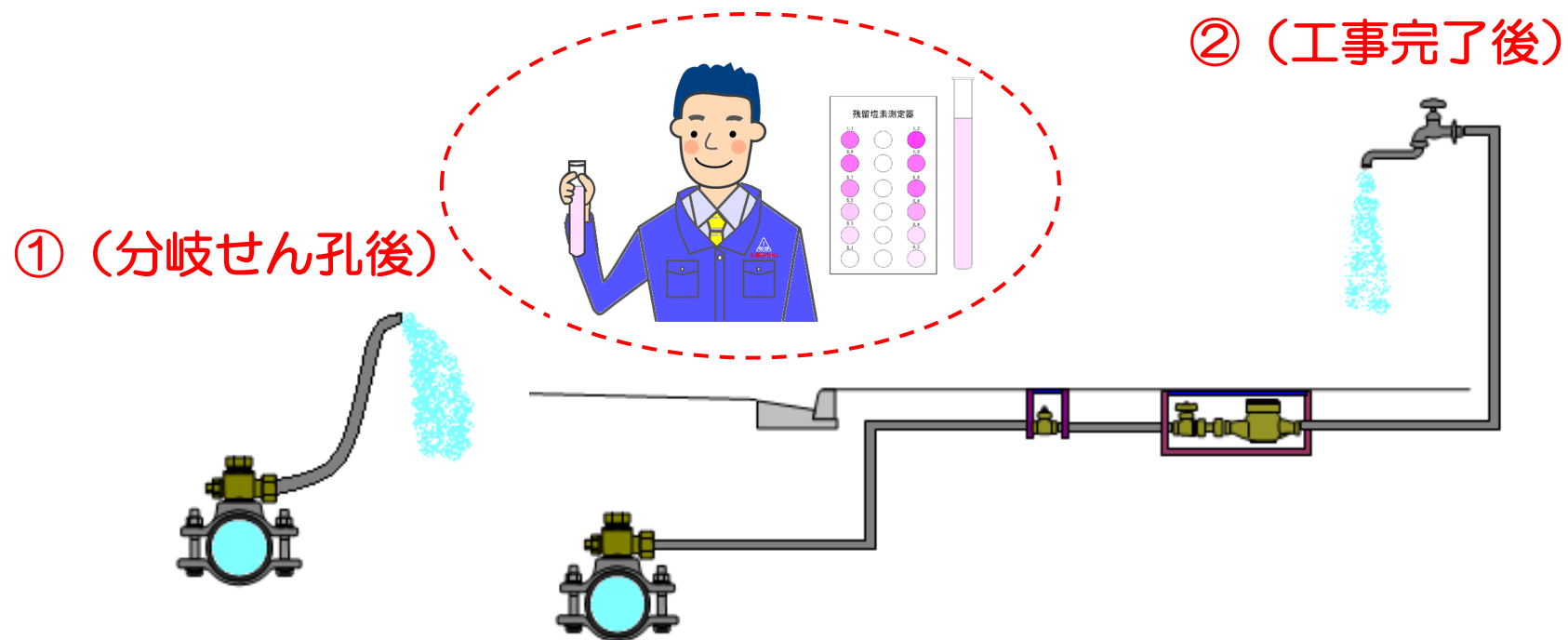
○「給水装置以外の水管」とは、

工業用水道、井戸水、農業用水道、温泉、雨水等の貯留水、薬品関係など上水道以外の配管のほか、上水道の受水槽以下の配管も含まれる

○ その他水管の埋設状況、管表示テープ（青）確認

○ 残留塩素濃度の確認（適宜、臭気・色・濁り等も確認）

（残留塩素濃度の測定）



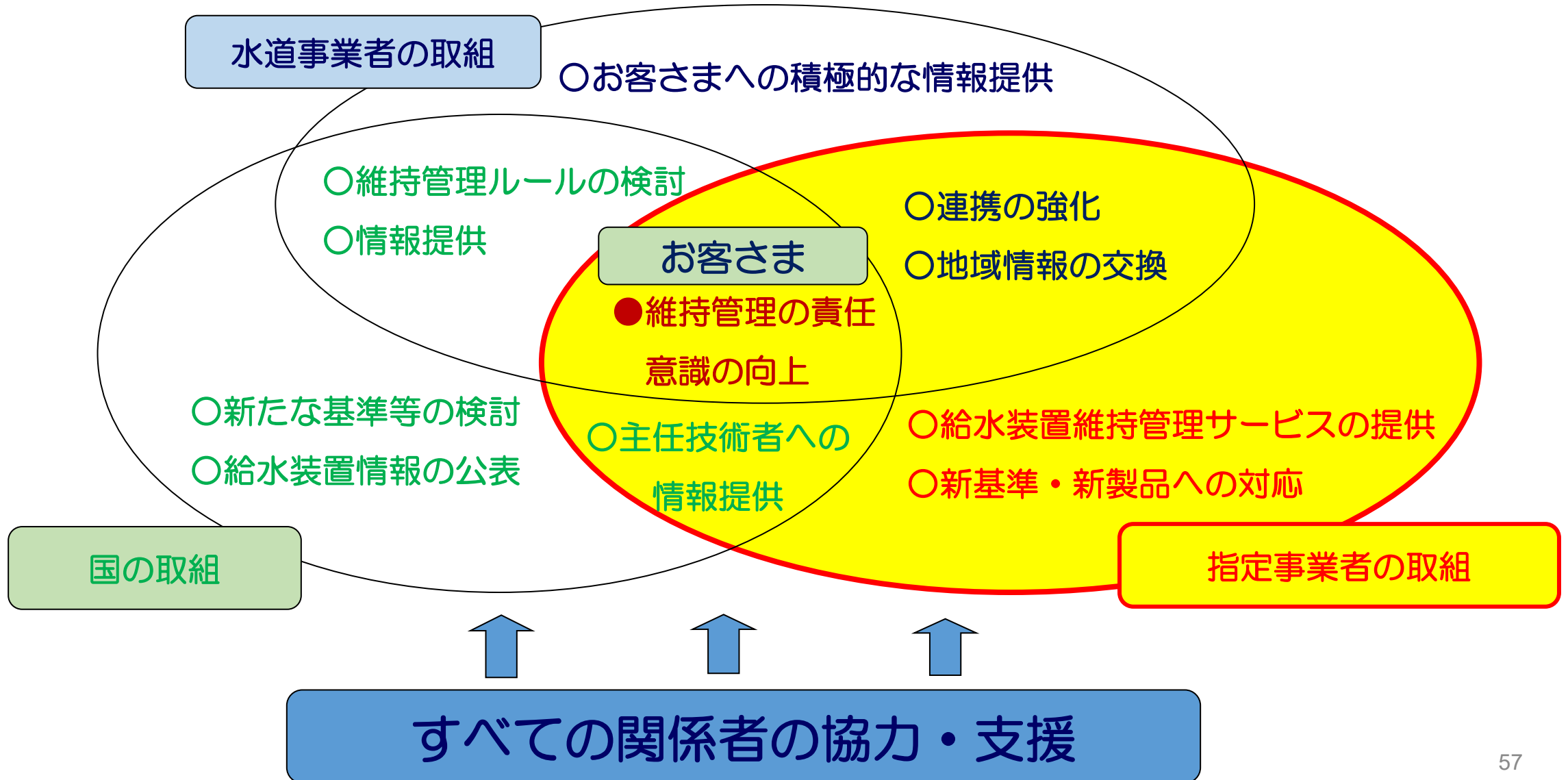
※ 残留塩素濃度の測定は、分岐せん孔工事の際には分岐部、工事完了後は末端給水栓において行い、水道水であることを確認する。

まとめ



横浜市水道局キャラクター
はまピョン

お客さまに安全でおいしい水をお届けするために



講習会は以上となります。

【修了証書を希望する方】

横浜市電子申請届出システムにて効果測定を行い、講習報告をしてください（希望しない場合は、不要）。

【URL】

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/b5b5ace2-9f65-4a2b-ac83-84b65e5b5b82/start>



横浜市水道局キャラクター
はまピョン